

令和元年度第1回大山崎町個人情報保護運営審議会会議録

日時：令和元年5月22日（水）午前9時00分～午前10時40分

場所：大山崎町役場3階 防災会議室

出席者：

委員＝岩田雅也委員、小幡浩也委員、柴田光藏委員、本多愛子委員、皆月健太郎委員
(50音順)

町理事者＝前川町長

事務局＝安田政策総務課担当課長、斉藤政策総務課参与、
松尾企画観光係リーダー、松井企画観光係員

諮問部局＝沖経済環境課長、中村農林商工係リーダー

《内 容》

1. 開会

安田政策総務課担当課長から開会。

2. 委員委嘱状の交付

前川町長から各委員に委嘱状を交付した。なお、委嘱日は、事務執行の関係により令和元年5月1日付けとし、任期は、同日から令和3年4月30日までの2年間となることを確認した。

3. 町長あいさつ

- ・ 公私ご多忙の中、皆様には個人情報保護運営審議会委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。
- ・ 社会を取り巻くあらゆる情報を活用していこうという国の動きのなか、国の動向を踏まえ、パーソナルデータの利活用の推進とその方策について、検討が必要な状況となっております。
- ・ 委員の皆様には、2年間本審議会の委員の職にご尽力賜ることとなりますが、よろしく願いいたします。

4. 委員紹介

各委員の紹介を行った。なお、委員紹介終了後、前川町長が退室した。

5. 事務局職員の紹介

事務局職員の紹介を行った。

6. 会長の選任

出席委員の互選により、柴田委員を会長に選任した。

7. 会長職務代理者の指名

柴田会長から、小幡委員を会長職務代理者に指名した。

8. 会議の運営について

- (1) 会議の公開について
- (2) 会議録の作成について
- (3) 委員氏名の取り扱いについて

事務局からの趣旨説明の後、各委員で審議を行った。その結果については、以下のとおりである。

●審議会議決事項

(1) 会議の公開について

- ・会議は原則として公開する。ただし、案件により非公開とする場合もあり得るものとし、各会議開催前に出席委員で案件ごとに公開・非公開を決定する。

(2) 会議録の作成について

- ・発言者の発言記録については、「委員」と「会長」の区分によるものとする。
- ・委員の会議への出欠状況を記録するため、出席委員について、氏名を記載するものとする。
- ・会議録は、会議終了後事務局が作成する案を会議に出席した全委員が了承することにより確定するものとする。
- ・会議録の公開は、会議録が確定後、従前の方法（役場庁舎 1 階の情報コーナー）での公開に加え、町ウェブサイト（ホームページ）に掲載し、公開する。
- ・会議を非公開とした場合は、会議内容の概要を会議録として作成する。

(3) 審議会委員の氏名等の情報の取り扱いについて

- ・委員名簿を公開する。

9. 個人情報保護制度等の概要について

事務局から個人情報保護制度等の概要について説明し、各委員が了承した。

10. 個人情報保護制度運用状況について

事務局から平成 30 年度の個人情報保護制度の運用状況を説明した。

11. 諮問事項について（経済環境課所管事務）

- ・収集目的以外の目的のため、実施機関以外のものに個人情報を提供することについて（大山崎町個人情報保護条例第6条第1項第6号の規定）

諮問理由

本年10月から実施予定の消費税率の引き上げに伴い、低所得者・子育て世帯の消費に与える影響の緩和を図るため、全国の市区町村でプレミアム付商品券事業が実施される。（商品券利用対象者は、住民税非課税者及び3歳未満児の世帯主）

本事業は、住民基本台帳に登録されている市区町村から対象者へ商品券購入のための引換券を交付することとなる。ただし、以下の場合には当該施設の所在する市区町村から対象者へ交付することとなる。

- ・児童養護施設、障害児入所施設及び障害者支援施設等に入所しており、かつ、住民票を入所している施設の市区町村に移していない児童等（施設入所等児童等）

上記施設への入所措置等を行った自治体は、国の示す運用指針に基づき、上記対象者の住民票所在市区町村と施設所在市区町村へ措置等を行った者の個人情報（氏名、性別、生年月日、徴収金階層区分等）を提供することとなる。そのため、収集目的以外の目的のために実施機関以外のもの（住民票所在市区町村及び施設所在市区町村）に個人情報を提供する事務が発生する可能性があるため、審議会の意見を聞くものである。

主な審議内容は以下のとおり。

会長 まず、諮問部局より今回の概要等の説明を求める。

諮問部局より、プレミアム付商品券事業の概要、諮問事項の当該事業に係る施設入所児童等について、諮問部局資料1及び2を用い説明。

会長 当該事業について、実施機関以外に個人情報を外部提供せずに事業を実施することは可能か。

諮問部局 他の方法が無いか検討を行ったが、実施機関以外に個人情報を外部提供せずに事業を実施することは難しいと考えている。

委員 施設に入所している3歳未満児の状況について把握しているのか。

諮問部局 3歳未満児の施設入所措置は京都府が行うこととなっているため、京都府において把握されている。町福祉部局としても一定把握はしているものの、誤って商品券の発行を行うことの無いよう、自治体間で連絡調整を行い、施設入所等児童等を正確に把握する必要がある。

委員 本事業の対象者について確認するが、対象者は、施設に入所している3歳未満児のみではなく、「低所得者・子育て世帯」という対象者の枠の中に、

施設に入所している3歳未満児も含まれるという認識でよいか。

- 諮問部局 会長 そのとおりである。
本件について、他自治体においても、町と同様に個人情報保護運営審議会に諮問しているのか。
- 諮問部局 会長 そのとおりである。諮問部局資料3の国の事務連絡に記載のとおり、各自治体の個人情報保護条例に則り、個人情報を取り扱うよう示されており、他自治体においても同様に当審議会に諮問しているところである。
- 諮問部局 会長 実施機関以外のものに個人情報を外部提供する該当者はいるのか。
- 諮問部局 会長 現時点では、町には該当者はいない。しかし、今後該当者が出てくる可能性を考慮し、当審議会に諮問しているところである。
- 委員 本事業の広報方法について、どのように広報を行うのか。対象者に個別の広報を行うのか。施設入所児童と住所が分離している保護者から申請がないようにするために、広く一般にも広報も行うのか。
- 諮問部局 会長 住民税非課税者は、商品券購入引換券交付申請を行う必要があるため、個別に広報を行う。あわせて、広く一般にも広報を行う。
3歳未満児の世帯主については、商品券購入引換券を対象者に送付することとなるため、個別の広報は行う予定はない。
- 委員 仮に、施設入所児童と住所が分離している保護者から申請があった場合には、施設側に保護者側で申請された旨の情報が届く仕組みとなっているのか。
児童の住民票のある市町村から児童が入所する施設のある市町村へ情報を提供がなされた状況で保護者が商品券の申込をした場合は、保護者は制度の要件にはあてはまらず、申請が却下されるとのことですが、もし万が一市町村間で情報の連携がなされていない状況のなか、保護者が商品券の申請をされた場合は、どのような対応となるのか。
- 諮問部局 会長 基本的には、当該保護者と施設入所等児童等に対して重複して交付しないよう措等を行った自治体が、保護者が住む自治体と施設が所在する自治体に情報を伝え申請してもらうこととなる。
なお、仮に、保護者が住む自治体が、当該児童が施設等に入所していることを把握できていない中で、当該保護者からの申請を受け、商品券購入引換券を交付した場合には、保護者から商品券購入引換券の返還は求めず、施設に入所している児童には交付しないこととなり、重複して商品券購入引換券を交付することはない。この取扱いは、国から示されているものである。

審議の結果、当審議会は本日の議論の内容を考慮して、諮問部局が大山崎町プレミアム付商品券事業に係る施設入所等児童等について、収集目的以外の目的のため、実施機関以外のものに個人情報を提供することの答申としては、諮問事項についてはこれを認めると、全委員一致で承認された。

閉 会